

ご意見の分類	ご意見の要旨	ご意見例	本市の考え方
<p>夢洲（北港南防波堤、夢洲地区G廃棄物埋立護岸及び夢洲地区H廃棄物埋立護岸（以下「夢洲護岸等」とする））に関する事</p>	<p>安全対策等に対するご意見（16）</p>	<p>立入禁止開始日を「令和7年4月1日」ではなく、「令和6年度」に改めるべき</p>	<p>立入禁止期間については、2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」）及び大阪府警察等の調整により、安全対策として令和7年4月1日から10月13日の間で必要とされ、大阪市への要請に基づき設定しています。よって、土日祝の立入もできません。</p>
		<p>立入禁止終了日を「令和7年10月13日」ではなく、「令和8年度末まで」改めるべき</p>	
		<p>土日祝に限り立ち入り禁止区域の解除をしてほしい</p>	
		<p>万博開催時も開放してほしい</p>	
		<p>テロ対策の訓練を早急に行い、あらゆるテロ行為を許さない姿勢を国内外に示すべき</p>	<p>期間中の安全対策については、協会の「安全対策協議会警備分科会」において、訓練を繰り返すことが重要との意見があり、関係機関で訓練実施に向け検討されているところです。また、大阪港湾局においても、大阪港におけるテロ事案を想定し、毎年、関係機関と合同でテロ訓練を実施しています。</p>
		<p>万博博覧会のテロ対策、保全についての対策はどのように行うのか</p>	<p>2025年日本国際博覧会の安全対策については、会場内は協会の「安全対策協議会」で、また、夢洲浮棧橋及びその周辺は「大阪・関西万博水上交通対策検討会」にて、必要な検討がされています。</p>
		<p>大阪湾全域を立ち入り禁止区域にするくらい、広範囲に広げていくべき</p>	<p>夢洲護岸等を立入禁止とすることは、協会の「安全対策協議会警備分科会」において、テロ対策等のため周辺海上の警備を行う観点からも必要とされ、大阪市への要請に基づき設定しています。</p>
		<p>禁止エリアを狭くしてほしい</p>	
		<p>テロなどを防止する保安上の観点はないと考え、改正に反対</p>	
		<p>釣り禁止にする必要が見当たらない</p>	
<p>渡船業者と調整や乗船下船のチェックで開放しておくことはできないのか</p>			
<p>令和7年10月14日以降（万博閉幕後）に対するご意見（98）</p>	<p>令和7年10月14日になれば、即、令和7年4月1日以前と同じ場所に立ち入ることができるような文言を付けくわえていただきたい</p>	<p>夢洲護岸等に係る立入禁止区域指定については、令和7年4月1日から同年10月13日までの間に限るものであるため、令和7年10月14日以降は「立入禁止としない区域（渡船利用）」に戻ります。告示（案）につきましても「令和7年4月1日から同年10月13日までの間に限るもの」と記載しています。</p>	
	<p>釣りを継続してできる環境を維持してもらいたい</p>		
	<p>万博を契機に常態化し、様々な口実で釣り禁止・渡船禁止に至る風潮が行政機関内に醸成されてしまう</p>		

ご意見の分類	ご意見の要旨	ご意見例	本市の考え方	
代替地に関する こと	万博開催期間 を含む期間 (令和7年4 月1日から令 和7年10月13 日)に対する ご意見 (115)	代替地が狭い	<p>今回の代替地を供出するために、現在立入禁止区域指定を行っている区域の見直しを行い、一定の安全対策を施すことで開放が可能な範囲として約300mの解除となったものです。</p> <p>また、シーサイドコスモの釣り可能区域の拡大につきましては、コスモスクエア海浜緑地の背後にはマンションが建設されており、散歩等で緑地を利用される方も多数おられることや、釣り客による放置ごみ等、多くの課題があるため不可としています。</p> <p>大阪市ホームページ シーサイドコスモにおける釣りについて https://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/page/0000619808.html</p> <p>大阪市では、平成21年に、大阪市港湾施設条例第10条第1項第4号に係る「立入禁止区域」の指定についての外部有識者による検討会を実施し、立入禁止区域指定を行いました。</p> <p>当時と状況に変化のない区域は、引き続き立入禁止区域としています。</p> <p>大阪市ホームページ 大阪港の港湾施設の「立入禁止区域」について https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000062374.html</p>	
		代替地（渡船利用含む）の拡大		
		代替地として舞洲の西側護岸、大阪南港北防波堤灯台付近等他の制限解除も検討してほしい		
		代替地としてシーサイドコスモの釣り専用区から西につづく遊歩道部分全域の開放を望む		
		各防波堤部分、未利用エリアの護岸、舞洲の自然風海岸エリア等の開放を希望		
		近隣の市に期間限定にて規模が大きな釣り場を開放してほしい		各港湾は港湾法で決められた管理者（大阪港の場合は大阪市）が管理しており、他都市について大阪市が言及できるものではありません。なお、大阪港湾局として府内では「海とのふれあい広場」内にある「海釣りテラス」が利用いただけます。
		地続きの場所なのに渡船利用のみの利用には納得できない		今回代替地とする南港北地区護岸の一部につきましては、背後及び周辺において、メガソーラー（大規模太陽光発電）施設や南港野鳥園など、他の施設が立地しており、立入範囲を明確に仕切る必要があることから渡船利用のみ可能としています。
		ただ禁止にすれば良いという短絡的な思考は止めて頂きたい		<p>代替地として南港北地区護岸の一部を開放するとともに、今回立入禁止区域指定を行う夢洲護岸等については、可能な限り立入禁止期間を短縮して設定しており、令和7年10月14日に立入禁止区域指定を解除します。</p> <p>また、南港南防波堤、大和川南防波堤等の施設は引き続き利用可能としています。</p>
		釣り場の閉鎖により住民の生活の質が低下する		
		渡船業者に対し何等かのサポートはあるのか		
		沖防波堤への渡船を禁止しないでほしい		
		開放予定先の認可をしてほしい		
		代替えとして南港海釣り公園の営業時間の延長ができないか		南港魚釣り園の営業時間延長につきましては、気象状況や夜間釣行等、利用者の安全性確保の観点から運営時間を条例に位置付け、施設管理者が適正に管理を行っているため営業時間の延長はできません。
		北港にの棧橋と呼ばれていたエリアの立ち入り禁止を解除してほしい		北港にの棧橋といわれる場所は不明ですが、大阪港湾局の所管する施設での「立入禁止としない区域」としている箇所はホームページで掲載しております。 <p>大阪市ホームページ 大阪港の港湾施設の「立入禁止区域」について https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000062374.html</p>
令和7年10月14日以降（万博閉幕後）に対するご意見 (31)	代替地を令和7年10月14日以降も継続して開放してほしい	代替地の立入禁止区域指定の解除については、万博期間を含む期間（令和7年4月1日から同年10月13日）に限定したもので、万博が終了すれば再度立入禁止区域とします。		
	現状通り（渡船を含む）立入禁止区域に予定通り戻していただきたい			

ご意見の分類	ご意見の要旨	ご意見例	本市の考え方
その他	釣り場の拡大・観光資源活用に対するご意見 (41)	<p>釣りや海で楽しめる自然を感じられる遊び、息抜き、リフレッシュできる箇所を増やしてもらいたい</p> <p>釣り開放区を増やしライセンス制の導入等考えてほしい</p> <p>ライセンス料など有料化にして新たな釣り場整備や安全対策の財源にしてはどうか</p> <p>万博後の、夢洲の有効利用について、釣り公園や、アクティビティの場への変更を検討してほしい</p> <p>有料でも良いので、釣り開放区、及び釣り公園の整備をして欲しい</p> <p>釣り場を開放することで経済効果が期待できる</p> <p>将来的には、釣りに適した沿岸を観光資源として活用することを考えてほしい</p>	<p>大阪市では、平成21年に、大阪市港湾施設条例第10条第1項第4号に係る「立入禁止区域」の指定についての外部有識者による検討会を実施し、立入禁止区域指定を行いました。当時と状況に変化のない区域は、引き続き立入禁止区域としています。</p> <p>大阪市ホームページ 大阪港の港湾施設の「立入禁止区域」について https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000062374.html</p> <p>また、大阪市では無料の魚釣り園として「南港魚つり園護岸及び大和川北防波堤」を開放しています。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>
	釣り文化保護・推進に対するご意見 (22)	<p>釣り文化を継続・保護・推進してほしい</p> <p>釣りは、環境問題や人の生き抜く力を養う憩いの場ともなっている</p>	<p>いただきましたご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>
	釣りのルール・マナーに対するご意見 (18)	<p>マナーの悪い1部の為に釣り禁止になり、マナーを守ってる人困らせる事は避けてほしい。</p> <p>ゴミ問題は清掃協力金や入場料を徴収して解決できないか</p> <p>誓約書の提出を求めていますどうか</p> <p>清掃活動やマナー指導海洋資源の保護活動など、釣り人、釣り関係業者等により活動をしている</p> <p>大阪市の釣りルールを作成し、状況を見ながら見直しを行ってほしい</p> <p>釣り開放区のごみ問題に関してNPO法人等による管理のスタイルをとる事で、秩序維持が可能だと思う</p>	<p>大阪市では、平成21年の「港湾施設の立入禁止区域の指定に係る検討会」結果報告書に基づき、釣り関係団体、渡船事業者と協力しながら安全対策やマナー遵守の推進に努めており、今後も同様に行ってまいります。</p> <p>大阪市ホームページ 大阪港の港湾施設の「立入禁止区域」について https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000062374.html</p> <p>いただきましたご意見につきましては、参考とさせていただきます。これからもルール・マナーを守って釣りを行っていただきますようお願いいたします。</p>

ご意見の分類	ご意見の要旨	ご意見例	本市の考え方
	<p>その他ご意見 (4)</p>	<p>大和川北防波堤及び南港魚つり園護岸について・時間制限を設ける理由・立入禁止区域指定を解除しない場合とはどのような場合か</p> <p>万博開催で、監視カメラやドローンを設置するならば万博終了後は、釣り人の落水等を感知するものとして利用してほしい</p> <p>釣りの自賠責保険を保険会社と作り、保険に入らないと大阪市では釣りができないようにしてはどうか</p> <p>何を問題として禁止エリアとしているのかについての話し合いの場所が設置されることを希望する</p>	<p>大和川北防波堤及び南港魚つり園護岸では、周辺警備や夜間照明等の事情により夜間の釣りを禁止しています。また、施設の破損や荒天時等における波浪・強風・落雷・高潮等の影響により、施設利用の安全性が確保できない場合は立入禁止区域指定の解除を行いません。</p> <p>いただきましたご意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>

※ご意見の要旨（ ）は件数を表す

※お寄せいただいたご意見が多数であるため、ご意見を整理し要約したもの及びご意見例を掲載しています。